

内国産乗用馬市場業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この市場業務規程は、家畜取引法に基づき開催される内国産乗用馬市場（以下「市場」という）について公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、乗用馬の流通の円滑化を図り、もって馬術の振興に寄与することを目的とする。

(遵守義務)

第2条 市場の運営を円滑に行なうため、馬を販売しようとする者（以下「販売者」）並びに馬を購入しようとする者（以下「購買申込者」）はすべてこの市場業務規程を遵守しなければならない。

(家畜市場の位置)

第3条 この家畜市場の位置は北海道苫小牧市美沢 114-7 とする。

(取り扱う家畜の種類)

第4条 取り扱う家畜は馬とする。

(開場の期日)

第5条 開場の期日は、当委員会の協議会にて決定し、北海道知事に届け出て公表した日とする。

(開場の時間)

第6条 開場の時間は午前10時から午後4時までとするが、開場時間内に取引が終了しない場合は延長できる。

(馬の繋留)

第7条 上場馬は適切な予防接種を受け家畜伝染病予防法第2条の伝染病に罹患していないと診断されたものでなければ市場に繋留できない。

2 上場馬は、開設者の指定する場所に繋留しなくてはならない。

3 家畜伝染病予防法第2条の伝染病以外の疾病または悪癖のため他に危害を及ぼすおそれがあると認められる馬について、開設者から入場の拒絶または隔離もしくは移動制限を要求されたときは、当該馬の販売者はこれに従わなければならない。

(獣医師による検査を受ける場合の手続き)

第8条 家畜取引の当事者は、市場開設日において自らの経費負担において開設者が認めた獣

医師にその馬が疾病にかかっているかどうかの検査を受けることができる。なおその場合は事前に開設者にその旨を申し出るものとする。

第2章 家畜の取引方法及び手続き

(家畜取引の方法)

第9条 市場における上場馬の取引は全て売買であり、その売買はせり売りの方法によって行う。

(せり売りの方法)

第10条 上場馬は開設者の定める順序により1頭ずつせり場に上場する。

2 せりの方法は、せり上げを原則とし、事情によってはせり下げの場合もある。せり上げは1万円単位とする。

(再せり売り)

第11条 販売者は上場した馬につき落札者が決定しなかった時はその馬を再上場することができる。なお再上場する場合は、直ちにその旨を開設者に申し込み、順序は開設者の定めるものとする。

(販売の申し込み)

第12条 販売者は、開設者の定めた《参加馬登録用紙》と《参加馬資料》に従って行い、リザーブ価格並びに疾病及び悪癖等を記載した所定の書類、及び健康手帳又は血統書の写しを添えて開設者に提出するものとする。

2. 前項にて開設者が馬の上場を認めた者は、開催日に開設者から馬番号表の交付を受け、上場が決定した馬に馬番号表を着ける。

3. 開設者は上場前に当該馬が販売者の申告内容に虚偽があることが明らかになった場合や開設者が特に必要とした場合は当該馬の上場を拒否することができる。

(販売申込馬の欠場)

第13条 販売者は、販売申込手続きをした馬が疾病、事故等で止むを得ず欠場せざるを得なくなったときは、すみやかに診断書を付して開設者に届け出るものとする。

2 開設者は前項の届出があったときは、せり当日せり名簿に記載した当該馬の番号、馬名及び販売者を場内に掲示して公表するものとする。

(購買の申込)

第14条 購買申込手続きをしようとする者は、市場開催日のせり開始30分前までに所定の[購買申込書]に住所・氏名(名称)・電話番号を記入しなければならない。なお、前日の試乗会にて出品馬に騎乗申し込みをする場合は、騎乗展示開始前に購買申込手続きをしなければならない。

2 開設者は、前項により本セールでの購買を認めた者(以下「購買者」という)に購買登録番号を交付する。

3. 法人又は任意団体が購買申込者の場合、その法人の代表取締役又はその団体の代表者が記名(署名)をしなければならない。但し、開設者が認めた場合は、この限りでない。

4. 個人で購買者登録する場合、氏名・住所が確認できるもの(免許証・保険証等)の提示をするものとする。また危険防止の為、所属団体の責任者の同行を基本とし、同行が不可能な場合には、所属団体からの『承諾書』も購買申込書と共に提出するものとする。承諾書が無い場合、購買登録はできないものとする。

※個人で**牧場を経営**している場合には、牧場名での購買登録をするものとする。

(購買予納金について)

第15条 購入予定頭数に応じた予納金は、これを必要としない。

(家畜取引開始前の公表)

第16条 開設者は、せり名簿に記載された事項のほか疾病、悪癖等を、販売者の届出によりこれを読み上げて行うものとする。

2 販売者は、せり名簿に記載されている事項について、追加する事項や記載漏れ、誤記がある場合は、せり開始前までに開設者に書面で申し、追加・訂正を求めなければならない。

3 開設者は、前項の申出があったときは、せり台においてこれを追加・訂正しなければならない。

4 販売者は、公表された事実と相違する点があった場合は、販売者の責任においてその一切を処理するものとする。

(落札の決定及び売買の成立)

第17条 せり人(鑑定人)が最高せり上げ価格を呼び上げ、他にこれを越える価格にせり上げる者がいないときは、せり人は合図とともに、最高価格の購買者を落札者と決定する。

ただし、その価格が、販売者が開設者に示した台付価格に達しないときはこの限りではない。

2 落札者が決定したときをもって売買は成立したものとし、せり人(鑑定人)又はその補助者は、直ちにその価格、落札者の購買者番号を呼び上げるものとする。

3 売買成立時点をもってあらゆる危険負担と責任は、落札者が負うものとする。

4 落札者が決定したのは、何人も異議を申し立てることはできない。

5 落札者が決定したときは、落札者は、直ちに所定の落札同意書に署名するものとする。なお、落札者と販売者は、かかる売買を確認するため、別途所定の売買契約書に記名(署名)・捺印しなければならない。

(代金の決済)

第18条 落札者は、当該市場終了の翌日より7日以内にせり落とし価格に消費税を上乗せした金額(以下「売買代金額」という。)を開設者が指定する金融機関に振り込むものとする。なお、取引価格の決済は、日本国通貨(円)によるものとする。

2. 開設者は、落札者から売買代金額を受領した時は、その代金額から第25条1項(2)にて定める販売手数料を控除した額を販売者へ支払う。

3. 開設者は、前項の販売者への支払いについて、一切の責任を負うものではない。

(馬の引渡)

第19条 売買成立馬の引渡は、販売者と落札者が協議して決めた日時及び場所にて行うものとする。

2 売買成立馬の引渡前の飼養管理料は、市場終了の翌日までは無償とする。ただし、馬の医療費などの特別費用については上記にかかわらず落札者の負担とする。

(売買の無効)

第20条 落札者又は販売者がその売買において市場業務規程に違反したときは、売買を無効とすることができる。

2 落札者は、せり落とした馬について市場業務規程第17条にて公表しなかった月盲、白内障、黒内障、緑内障のいずれかの疾病又は悪癖があることを当該市場終了の翌日から10日以内に発見したときは、その旨開設者に届出てその売買を無効とすることができる。ただし、落札者の同意が得られた場合はこの限りではない。無効となった場合、輸送費等の経費は出品者が負うものとする。

3 前項に定める届出が前項に定める期間内に行われなかった場合は、落札者は、せり落とした家畜の暇疵等に関し何ら異議申し立てすることはできない。

(家畜取引終了後の公表)

第21条 家畜取引終了後、次に掲げる事項をホームページ上で公表して行う。

- (1) 馬の上場頭数
- (2) 前号の区分による家畜取引成立頭数
- (3) 前1号の区分による家畜の最高、最低及び平均取引頭数

第3章 市場業務執行係員及び取引関係人

(市場業務執行係員)

第22条 この市場は、開設者がその業務を執行する。せり人(鑑定人)、獣医師、市場係員は、開設者の職員又は開設者が指定若しくは依頼した者とする。

(せり人の禁止行為)

第23条 せり人(鑑定人)は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 販売者又は落札者と通謀して正常な家畜取引を阻害し、又はこれらの者をして談合、その他不正な行為をさせること。
- (2) その職務に関して、販売者又は落札者から金品その他の利益を受けること。
- (3) 売買の当事者となること。
- (4) 故意にせり落とさせないこと。
- (5) 一般に通用しない符丁その他の方法で価格を呼び上げること。
- (6) 台付価格書に記載された台付価格を他に漏らすこと。

(仲立業の営業禁止)

第24条 この市場において仲立業の営業を認めないものとする。

第4章 徴収料金

第25条 販売者は開設者に対し、以下の料金を支払わなければならない。但し、一度納入されたものについては、いかなる場合においても返還しない。

- (1) 販売申込金
1頭につき12,000円
在来馬及びポニー種は5,000円とする。
- (2) 販売手数料
売買代金額の3%。

第5章 禁止事項

(撮影に関して)

第26条 1日目の騎乗展示・試乗会時においては写真撮影及び動画撮影は可能とする
2日目のオークション時、写真撮影は可能とするが、動画の撮影は禁止とする
両日ともにフラッシュ撮影は不可とする

第6章 雑則

(家畜市場内における秩序の維持に関する事項)

第26条 開設者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、退場又は期限を限って入場の禁止を命ずることができる。

- (1) この市場業務規程に違反した者
- (2) 市場内の家畜について虚偽の風説を流布した者
- (3) 市場の業務を阻害し、又は秩序を乱した者、もしくはそのおそれのある者
- (4) 故意に市場の施設を毀損し、又は家畜に危害を加えた者、もしくはそのおそれのある者
- (5) 市場係員の指示に従わない者

(施行期日)

第27条 この市場業務規程は平成30年1月17日から施行する。